

# 女性をめぐる外交課題への取組

2013年6月  
外務省総合外交政策局

# 1. 女性をめぐる外交課題に関する主な動き

1990年代半ばから①女性の社会進出促進支援、②国際の平和と安全における女性の役割強化等が国際場裡で主要課題として議論。

## ✓女性の社会進出促進支援

- 各国国内で取組み進められてきた女性の社会進出促進を、国際機関(国連等)やAPEC、TICAD等国際場裡での議論を通じて後押しする動き。

## ✓「女性・平和・安全」

- 安保理決議1325(2000年)(参考①)により、紛争予防・解決プロセスなどにおける女性の参画、性的暴力を含め女性の権利保護等を要請。以後、安保理決議4本が採択。また、累次の安保理議長声明等で「国内行動計画」(参考②)の策定を呼びかけ。
- 2012年のG8外相会合議長声明において、「国際の平和と安全における女性の役割」につき一章を設けて記述(参考③)。英は今年のG8外相会合において「紛争下の性的暴力防止」を主要議題の一として取り上げ(参考④)。

## 2. これまでの日本の国際的取組・対応

類型	取組・対応
開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダーと開発イニシアティブ(2005年)</li> <li>・毎年多くの女性に配慮したODA案件(主として教育、保健、人道支援、加えて職業訓練、経済的自立、暴力防止等)。</li> </ul>
平和構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PKO要員訓練・研修への女性配慮の視点の導入(対我が国要員のみならず、日米協力でアジアの幹部要員訓練、マレーシアへの講師派遣も実施)</li> <li>・平和構築人材育成事業講義における女性への配慮の視点の導入</li> <li>・女性自衛官の東ティモールPKOへの個人派遣(但し1名のみ)</li> </ul>
二国間・地域協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア女性基金 → アジア・紛争下での女性尊厳事業</li> <li>・日アラブ女性交流</li> <li>・日メコン女性議員会議</li> <li>・太平洋島嶼国における女性をめぐる課題に関する日米援助協調</li> <li>・日米共同ビジョン声明(女性の起業・役割強化につき協力を約束)</li> <li>・TICAD</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
国際的枠組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UNWomen、CSW(我が国は1958年以降65年、76年を除き委員国を務める)、国連平和構築委員会</li> <li>・APEC(「女性と経済」フォーラムの開催等)</li> <li>・G8、G20、OECD(各種議論)</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

### 3. 女性をめぐる外交課題への取組強化

- ✓ 女性をめぐる外交課題を、日本外交の優先課題の一つとして、取組を強化する。
  - 岸田外務大臣外交演説(2月):「女性の権利保護等にかかわる国際的な取組にも積極的に参加してまいります。」



- ✓ 「女性の社会進出促進支援」については、外務省として可能な国際的取組を進める。
  - TICADVでテーマ別会合の一つとして取り上げ。
- ✓ 「女性・平和・安全」の分野については、具体的案件を積極的に発掘して取組を進める。
  - 安保理決議1325に基づく「国別行動計画」の策定。
  - 本年のG8外相会合での「紛争下の性的暴力防止イニシアティブ」への積極的賛同と関連プロジェクトへの支援実施

# 参考資料

- ① 安保理決議1325
- ② 国別行動計画
- ③ 2012年G8外相会合議長声明
- ④ 英国の「紛争下の性的暴力防止」イニシアティブ

# 参考①安保理決議1325

## 概要

女性と平和・安全を関連づけた初の安保理決議。女性が紛争に影響を受けていることを認識するとともに、紛争予防・紛争解決・和平プロセス・紛争後の平和構築・ガバナンスにおける意思決定の全ての段階における女性の積極的な参画を要請。さらに、紛争状況における性的暴力からの女性の保護、平和活動のあらゆる面におけるジェンダー主流化、女性の権利及びジェンダー平等の促進を要請。

## 主文骨子

安保理は、

- 加盟国に対し、紛争の予防、管理及び解決のためのメカニズムにおける意思決定の段階における女性の地位拡大を要請する。
- 事務総長(SG)に対し、紛争解決及び和平プロセスにおける意思決定段階において女性の参加が拡大することを呼びかけたSG戦略計画の実施を慫慂する。
- SGに対し、SGに代わって周旋を履行するためのSG特別代表及びSG特使としてより多くの女性を任命することを要請する。
- SGに対し、国連のフィールド活動、特に軍事監視要員、文民警察、人権及び人道問題担当要員における女性の役割と貢献を拡大することを模索することを要請する。
- 安保理が国連平和維持活動にジェンダーの視点を取り入れる用意があることを表明するとともに、SGに対し、適当な場合には、フィールド活動においてジェンダーの視点に配慮した活動を含めることを確保することを要請する。
- SGに対し、女性の保護、権利及び特別のニーズに関する訓練ガイドライン及び訓練教材を加盟国に対して供給することを要請するとともに、加盟国に対し、部隊展開の準備において軍事及び文民警察要員のための各国の訓練計画の中にそれらを組み込むことを慫慂する。さらに、SGに対し、平和維持活動の文民要員が同様の訓練を受けることを確保するよう要請する。
- 加盟国に対し、ジェンダーの視点を取り入れた訓練のための努力に対する自発的な財政、技術及び物資支援を増加するよう要請する。
- すべての関係当事者に対し、和平合意に関する交渉及び実施の際に、ジェンダーの視点を採用するよう呼びかける。
- すべての紛争当事者に対し、女性の権利及び保護に関して適用可能な国際法の完全な遵守を呼びかける。
- すべての紛争当事者に対し、紛争下における性的暴力から女性及び女兒を保護するための特別の措置をとることを呼びかける。
- すべての紛争当事者に対し、難民及び避難民キャンプの文民的及び人道上の性格を尊重し、女性及び女兒の特別のニーズを考慮することを呼びかける。
- SGに対し、女性および女兒に対する軍事的紛争の影響、平和構築における女性の役割、和平プロセス及び紛争解決における性の側面に関する調査を実施し、そのような調査結果についての報告書を安保理に提出することを慫慂する。

## 参考②国別行動計画

- ✓ 女性・平和・安全に関する安保理決議の履行のため、各国特有の状況やこれまでの取組等を反映した形で各加盟国にて策定する行動計画。
- ✓ 安保理は、累次の議長声明\*等において、国別行動計画の策定を各加盟国に呼びかけ。現在、41ヶ国で国別行動計画が策定済み。

\*安保理議長声明S/PRST/2002/32(2002年10月)国別行動計画関連パラ概要(仮訳)

安保理は、加盟国等に対し、モニタリングを含む人道オペレーション及び復帰・復興プログラムに関し、目標とタイムテーブルを含む明確な戦略と行動計画を策定すること、また、紛争後の状況下において、財産権等の欠如や経済資源へのアクセスの欠如といった紛争後の状況下において女性が直面している制約に焦点を当てた活動目標を策定することを慫慂する。

\*安保理議長声明S/PRST/2004/40(2004年10月)、S/PRST/2012/23(2012年10月)国別行動計画関連パラ概要(仮訳)

安保理は、国別行動計画その他の国家レベルの戦略を策定していくことを含む、国家レベルの安保理決議1325号(2000年)を履行するための加盟国の努力を歓迎し、そのような取組を追求し続けることを加盟国に呼びかける。

### 国別行動計画策定済みの国名一覧(計41ヶ国)

(北米) 米国、カナダ

(注)2013年3月時点

(欧州) 英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、アイスランド、アイルランド、エストニア、オーストリア、オランダ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リトアニア

(中央アジア)キルギスタン、グルジア

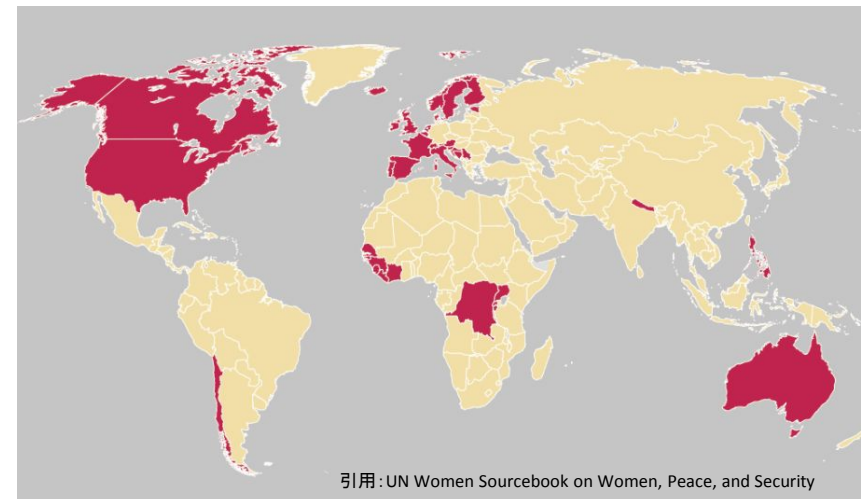
(アフリカ)ウガンダ、ガーナ、ギニア(共)、ギニアビサウ、コートジボワール、

コンゴ(民)、シエラレオネ、セネガル、ブルンディ、リベリア、ルワンダ

(中南米)チリ

(アジア・大洋州)豪州、ネパール、フィリピン

※下線はG8諸国



## 参考③2012年G8外相会合議長声明

### 国際の平和と安全における女性の役割

女性は平和・安全・繁栄のための強力な主体でありうる。女性が和平プロセスやその他の公的な意思決定プロセスに参画すれば、人権、正義、国民和解、経済復興により前進を引き起こすことができる。女性は民族・宗派間の壁を越えた連合を形成し、周縁化されたグループや少数グループのために発言することができる。しかし女性は、和平交渉においても政治的移行においても通常除外されている。中東・北アフリカ地域における政治的移行が、この地域における政治参加と正当性を拡大するかつてないほどの機会であることを認識し、外相は、この機会を利用するためにより多くがなされるべきであると留意した。外相は、国によっては女性の政治参加が減少しており、女性の人権と基本的自由がさらに後退する危険にさらされていることに強い懸念を抱く。彼らは、世界中の女性及び女兒に対する継続的な暴力、特に紛争時及び紛争後における性的及びジェンダーに基づく暴力や、多くの国の法制度上ジェンダー差別が依然存在していることに強い懸念を表明した。これらの懸念に対し、外相は、「女性・平和・安全」に関連する国連安全保障理事会決議の履行を進展させる上でG8が果たしうる重要な役割に留意し、G8の専門家に対し、国際の平和と安全における女性の役割を向上させるために、G8が、G8の間で及びそれ以外の主体とともにいかに取り組むかについての選択肢を策定するよう求めた。



## 参考④「紛争下の性的暴力防止」イニシアティブ

### 背景：議長国英の問題意識

- ✓ ルワンダ、コンゴ(民)、アフガニスタン、リビア等において、紛争下で女性に対する性的暴力が頻発。戦争の手段として女性への性的暴力が使われる事例もあり。
- ✓ ヘーグ外相は、21世紀に入った今なお、紛争下において女性の人権が侵害されている状況を打開したいとの問題意識から、昨年5月に「紛争下の性的暴力防止イニシアティブ」を立ち上げ(被害者との面会を通じて強い問題意識を持つに至った由)。性的暴力を防止するためには、「不処罰」の文化を終わらせる必要があり、このための国際的取組の強化のためにG8プロセスを活用したいとの考えから、独立の宣言を発出。

### 紛争下の性的暴力防止に関する宣言の主な内容

- ① 紛争下のレイプ及び重大な性的暴力はジュネーヴ条約の重大な違反であり、各国は犯罪者を訴追する義務を負うため、犯罪者の逃げ場はないことを確認。
- ② 「捜査及び証拠書類に関する国際的なプロトコール」の作成を歓迎・支持。
- ③ 国際刑事裁判所等による被害者支援プログラムへの資金拠出増加に努力。
- ④ 紛争後の平和構築プロセスに紛争下の性的暴力への対応策・予防策を含めるべき。
- ⑤ 安保理決議1325号の実施促進のための「国別行動計画」策定及び支援。
- ⑥ 国際的な連携を改善。このため紛争下の性的暴力に関する国連事務総長特別代表の活動を支援。

## 参考④「紛争下の性的暴力防止」イニシアティブ

### 日本の立場・取組

- 21世紀においても紛争下において女性の人権が侵害されている状況を打開したいとの英の問題意識を共有。岸田大臣から、英のイニシアティブへの積極的支持を表明。
- 日本として紛争下の性的暴力防止・被害者支援を実施(注)。

(注) 紛争下・紛争後の性的暴力防止に関連する最近の日本の国際協力

- リビア(2年間、女性に対する暴力撤廃のための国連信託基金への拠出、100万ドル)【24年度補正予算による暴力被害女性に対する支援提供、女性に対する暴力撤廃のための啓発活動等を実施。 新規拠出】
- ソマリア、中央アフリカ、アフガニスタン等における難民支援(2013年3月～12月、UNHCR経由、約350万ドル) 性的暴力防止のための啓発活動、被害者への救済体制の整備を支援。 【24年度補正予算による新規拠出】
- アフガニスタン(2010年12月～13年6月、UN Women経由、450万ドル) 暴力被害女性に対する支援(シェルター建設等)、女性に対する暴力撤廃のための人材育成、啓発活動等を実施。
- アフガニスタン警察支援(2011年～13年、UNDP経由、約3.5億ドル) 【24年度補正予算による新規拠出を含む】 うち一部をアフガニスタン警察の女性警官採用・訓練支援に活用(既に1400人以上の女性警官を採用)